

福井県報

第 318 号
令和 6 年
10月1日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止(405・地域福祉課) … 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退(406・同) …………… 2
- 福井県立病院診療業務に係る使用料および手数料の徴収事務委託(407・県立病院) …………… 2
- 土地改良事業の計画変更および関係書類の縦覧(408・農村振興課) …………… 3
- 林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録証の記載事項の変更(409・県産材活用課) …………… 3
- 道路の区域の変更(410～412・道路保全課) …………… 4
- 道路の供用の開始(413・同) …………… 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(414、415・河川課) …………… 5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(税務課) …………… 6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(3件・県立病院) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課) …………… 7
- 公共測量の実施(2件・土木管理課) …………… 8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(嶺南振興局) …………… 8

企業管理規程

- ※福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程(3) …………… 11

告 示

福井県告示第405号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.8.9	開設者変更	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
R6.8.13	開設者変更	レイクヒルズ美方病院	三方上中郡若狭町気山315号1番地の9
R6.8.5	開設者情報変更	堀川医院	越前市本多1丁目6-7
R6.9.11	管理者変更	クオール薬局 敦賀店	敦賀市御名53-14-8
R6.8.2	管理者変更	クスリのアオキ新敦賀薬局	敦賀市呉竹町2丁目5番6号
R6.8.27	管理者変更	西鯖江ファーマライズ薬局	鯖江市本町2丁目3-10
R6.7.16	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地
R6.8.1	廃止	藤井歯科医院	越前市粟田部27-40

福井県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により指定施術機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R6.8.13	タケヤマ整骨院	坂井市丸岡町本町2丁目8 本町ビル1F

福井県告示第407号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立病院使用料および手数料徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

(1) プラウズ株式会社

福井市四ツ井2丁目6番11号

(2) 株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県立病院の診療業務に係る使用料および手数料の徴収の事務

3 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第234条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年10月1日

福井県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、福井足羽土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年10月1日から

令和6年10月31日まで

3 縦覧に供する場所

福井市農林水産部農村整備課

福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第409号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録証の記載事項の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名または名称	住所			
187	坂井森林組合	あわら市御簾尾15-6	生産事業の内容	種穂の採取ならびに 幼苗の育成および幼 苗以外の苗木の育成	種穂の採取および精選 ならびに幼苗の育成お よび幼苗以外の苗木の 育成
			事業所の名称および 所在地		Wood Nursery SAKAI あわら市牛山

福井県告示第410号

一般県道松屋河原市線の下記区間において、交通安全施設整備工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和6年10月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般県道	松屋河原市線	新	三方郡美浜町河原市15号大道ノ下20番2から	10.6 ~	159.5
			三方郡美浜町河原市19号村中12番1まで	13.4	
		旧	三方郡美浜町河原市15号大道ノ下20番5から	8.1 ~	159.5
			三方郡美浜町河原市19号村中13番3まで	8.7	

福井県告示第411号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、迂回路の撤去に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年10月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
		新	南条郡南越前町新道64字目舞谷口21番6から	6.0 ~ 22.2	603.0

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町新道62字目テ1番2まで		603.0
			南条郡南越前町新道64字目舞谷口21番6から	6.0 ~ 22.2	
		旧	南条郡南越前町新道64字目舞谷口21番6から	3.5 ~ 5.5	515.0
			南条郡南越前町新道61字中道4番4まで		

福井県告示第412号

一般国道365号および一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和6年10月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般国道	365号	新	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から	5.8 ~ 84.4	1,312.5
			丹生郡越前町梅浦97字26番3まで		
		旧	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から	5.8 ~ 84.4	1,312.5
丹生郡越前町梅浦97字26番3まで					
		旧	丹生郡越前町梅浦85字1番2地先から	5.8 ~ 32.0	874.9

	旧	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3
--	---	---	------------------	---------

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	5.8 ～ 84.4	1,312.5
		新	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3
		旧	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	5.8 ～ 84.4	1,312.5
		旧	丹生郡越前町梅浦123字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3

福井県告示第413号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川改修工事（大橋架替）に伴う迂回路設置工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年10月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一般県道	今庄杉津線	南条郡南越前町新道17字片山114番から 南条郡南越前町新道20字村下10番1まで	令和6年10月1日
------	-------	--	-----------

福井県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称
敦賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称
敦賀都市計画下水道事業
敦賀市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年10月23日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福井県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称
福井市
- 2 都市計画事業の種類および名称
福井都市計画下水道事業
福井市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和23年4月1日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
令和6年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部税務課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年9月13日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,444,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量

質量分析装置・全自動同定感受性検査システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月22日
- 4 落札者の名称および住所
平野純薬株式会社
福井県福井市下馬2丁目1420番地
- 5 落札金額
55,198,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年7月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
デジタルX線透視撮影システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月22日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
54,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年7月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
全自動錠剤分包機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月22日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社アルバース福井営業部
福井県福井市問屋町4丁目1207番地
- 5 落札金額
91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年7月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
A O S S A
福井県福井市手寄1丁目4番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
内田 雅基
福井県福井市日之出1丁目24街区7番1
宇野 佑三
福井県福井市宝永2丁目9番10号
久我 晶

福井県福井市春山1丁目5番4号

久我 亘

福井県福井市春山1丁目5番4号

富永 隆盛

福井県福井市開発4丁目107番地1

牧野 正武

福井県福井市板垣3丁目1420番地

横山 剛史

福井県福井市小和清水町第67号1番地

名 称 健康ステーション株式会社

代表者名 代表取締役 山中 英明

住 所 大阪府大阪市中央区玉造1丁目6番13号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前)

開店時間 午前10時00分

(一部 午前7時30分)

閉店時間 午後8時00分

(一部 午後9時45分)

(変更後)

開店時間 午前6時00分

閉店時間 翌午前0時00分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前7時15分～翌午前0時15分

(変更後)

午前5時45分～翌午前0時15分

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前8時00分～午後8時00分

(変更後)

午前6時00分～午後10時00分

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

テナント誘致検討による営業計画変更のため

6 聴取した意見の概要

福江市

- (1) 夜間における来客車両走行音の騒音レベル最大値の予測結果について、規制基準値を超過する地点があるため、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。
- (2) 早朝および夜間の搬入作業および荷さばき作業をなるべく避けること。
- (3) 店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

7 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福江市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福江市手寄1丁目4-1
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工振興課

8 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福江市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年9月5日に国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
金沢河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業の期間
令和6年8月26日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市牛ノ谷地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年9月17日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月1日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 3 作業の期間
令和6年8月29日から令和7年1月31日まで
- 4 作業の地域
北川、遠敷川流域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月1日
福井県嶺南振興局小浜土木事務所長 野坂 博之

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）565t（購入見込量）
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 契約期間
契約日から令和7年3月31日
 - (4) 納入場所
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする

者でないこと。

- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約当事者に提出し、契約当事者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒917-0241

福井県小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所 総務課

電話 0770-56-2103

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和6年10月15日（火）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

- (2) 提出先

4(1)と同様とする。

- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

- (1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間

令和6年11月18日（月）8時30分から17時まで

令和6年11月19日（火）8時30分から16時まで

- (3) 開札日時

令和6年11月20日（水）10時

- (4) 開札場所

小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所

3階入札室

7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに別記様式1により所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに別記様式2により、発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 565t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time: Wednesday, November 20, 2024 at 10:00 am

(3) Contract period: From the contract date to March 31, 2025

(4) Contact point for notification: 1-101 Onyu, Obama City, Fukui Prefecture
Reinan Regional Bureau Obama Civil Engineering Office, 917-0241

TEL 0770-56-2103

企業管理規程

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

福井県知事 杉本 達治

福井県企業管理規程第3号

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程

福井県公営企業財務規程（昭和37年福井県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（収入決議書の作成）</p> <p>第25条 企業出納員は、第47条第3項の規定により指定金融機関から口座振替結果明細表の送付を受けたときは、直ちに収入決議書を作成するとともに、収入日報により管理者に通知しなければならない。</p> <p>（収入金の取扱い）</p> <p>第47条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定金融機関は、前項の規定により収入金を預金口座に受け入れたときは口座振替結果明細表を企業出納員に送付しなければならない。</p>	<p>（収入決議書の作成）</p> <p>第25条 企業出納員は、第47条第3項の規定により指定金融機関から<u>領収済通知書</u>または口座振替結果明細表の送付を受けたときは、直ちに収入決議書を作成するとともに、収入日報により管理者に通知しなければならない。</p> <p>（収入金の取扱い）</p> <p>第47条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定金融機関は、<u>第1項の規定により収入金を預金口座に受け入れたときは領収済通知書を</u>、前項の規定により収入金を預金口座に受け入れたときは口座振替結果明細表を企業出納員に送付しなければならない。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

